

NTCIR-6 特許検索タスク参加者用テストコレクション使用許諾に関する覚書
(NTCIR ワークショップ6 参加者用)

国立情報学研究所 (以下「甲」という) と _____ (以下「乙」という) は、NTCIR ワークショップ6において甲が提供する「NTCIR-6 特許検索タスク参加者用テストコレクション」に関して、以下の通りの覚書を結ぶこととする。

第一条 (データの内容)

1. 「NTCIR-6 特許検索タスク参加者用テストコレクション」(以下「テストコレクション」という)とは、付表Aに掲げたもののことである。
2. 付表Aにおいて、「研究課題データ」とは、タスクの課題データ、検索課題の適合判定データ、分類課題の正解判定データ、システム訓練用追加データのことである。
3. 付表Aにおいて、「未加工提出結果データ」(以下「提出データ」という)とは、甲が主催する NTCIR ワークショップ6 特許検索タスクにおいて、甲が設定した課題について、当該タスクの参加者が提出したシステムの実行結果の未加工のデータのことである。
4. 付表Aにおいて、「基本評価データ」は、「提出データ」に対して、あらかじめ定めた基本評価算出ツールを用いて算出して得られたデータのことである。

第二条 (使用許諾)

甲は乙に対して「テストコレクション」の使用を許諾する。

第三条 (権利の帰属)

1. 付表Aに示したデータのうち、「根拠パッセージデータ」に関する著作権法上の権利は甲と日本知的財産協会に帰属する。
2. 乙が、「テストコレクション」を使用して開発した技術、システム等に関連する知的所有権は乙に帰属する。
3. 乙から提出されたデータに基づいて、甲が行った分析結果、「テストコレクション」の改良などに関連する知的所有権は甲に帰属する。

第四条 (使用許諾の範囲)

1. 乙は、「テストコレクション」を NTCIR ワークショップ6 の課題遂行および課題に関連する研究目的にのみ使用できるものとする。
2. 乙は、「テストコレクション」およびそれを複製したもの、あるいは、それを復元することができるデータを第三者に対して、売買、貸与、刊行、配布してはならない。配布には、電子的媒体による送信可能化を含む。

第五条 (提供の方法)

甲は技術的に妥当なメディアにより「テストコレクション」を乙に提供する。

第六条 (利用者の範囲)

1. 「テストコレクション」の利用者の範囲は、乙本人または乙と直接共同して研究するグループの構成員に限定されるものとする。
2. 乙は、利用者の名簿を管理し、甲から求めがあった場合は、遅滞なく、これを甲に提出するものとする。

第七条 (知見の発表)

1. 乙は、本覚書に違反しない範囲において、「テストコレクション」を使用して得られた知見に関する研究発表を行うことができる。研究発表には、「テストコレクション」を利用して得られたデータまたは処理プログラムの公開は、含まないものとする。
2. 乙は、研究発表において、自己の研究を記述するために必要な場合に限り、「テストコレクション」に含まれるデータの一部を引用することができる。その際、引用する部分の著作権及び出版者等の権利を侵害してはならない。
3. 乙は、「提出データ」もしくは「基本評価データ」を使用した研究成果を発表する場合は、発表論文において、これらのデータの性質と収集法を明確に説明する。
4. 乙は、発表論文に、「テストコレクション」を使用したことを明記し、使用した文書データを明記し、かつ、NTCIR ワークショップ6 の会議論文集を引用するものとする。
5. 乙は、発表論文の書誌事項(掲載資料名、巻号ページ、出版者、発表年月日等)とともに発表論文の別刷りまたはコピーを一部、甲に提出するものとする。

6. 乙は、「テストコレクション」を用いた評価結果を商品の広告、宣伝などの営利目的、および誹謗・中傷に用いてはならない。

第八条（覚書の有効期限）

1. 本覚書の有効期限は覚書締結日より平成20年3月末日までとする。期間満了後は、乙は速やかに「テストコレクション」を削除しなければならない。
2. 乙の属する組織または乙の所属に変更の生じた場合は、遅滞なくこれを甲に報告し、必要があれば覚書の取り交わしを改めて行うこととする。

第九条（報告書の提出）

1. 乙は、NTCIR ワークショップ6の定められた手順に従って、成果報告を甲に提出するものとする。
2. 乙は、甲の求めに応じ、所定の期日までに、「テストコレクション」を使用した研究活動に関する報告書を甲へ提出するものとする。

第十条（データの使用中止）

1. 乙は、覚書に違反する使用が認められた場合、甲の申し入れにより、直ちに「テストコレクション」の使用を中断し、「テストコレクション」およびこれを加工して得られたデータの全てを速やかに消去しなければならない。
2. 「テストコレクション」の著作権所有者からデータの使用中止の要請があった場合、乙は、甲の申し入れにより、該当するデータを速やかに消去しなければならない。

第十一条（免責事項）

甲およびデータの権利者（提供者）は、理由の如何を問わず、乙が「テストコレクション」を使用したことで生じた不利益については、一切の責任を負わないものとする。

第十二条（管轄裁判所）

本覚書に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

第十三条（定めなき事項）

本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙は誠意を持って協議し、問題を解決するものとする。

以上、本覚書の成立の証として本書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保管する。

平成 年 月 日

(甲) 東京都千代田区一ツ橋2-1-2（学術総合センタービル内）

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構

国立情報学研究所

NTCIR プロジェクト プロジェクトリーダー

教授 神門 典子

(乙) _____

付表A

「テストコレクション」とは以下の研究資源を指す。

- ・ 公開特許公報全文データ 1993-2002
- ・ 日本国公開特許英文抄録データ PAJ 1993-2002
- ・ F タームデータ
- ・ 米国特許公報データ
- ・ 研究課題データ
- ・ 根拠パッセージデータ
- ・ 未加工提出結果データ
- ・ 基本評価データ